

那賀町告示第 185 号

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 1 4 日

那賀町長 坂 口 博



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R3-5	那賀郡那賀町丈ヶ谷 字東畑 12	292-ホ-1	保安林	6.46	令和 14 年 3 月 31 日まで	

2 縦覧場所

- 本庁 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 1 0 4 番地 1
 - 相生支所 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 3 1 番地 1
 - 上那賀支所 徳島県那賀郡那賀町小浜 1 5 1 番地
 - 木沢支所 徳島県那賀郡那賀町木頭字前田 4 3 番地 1
 - 木頭支所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マエダ 3 4 番地
 - 林業振興課 徳島県那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 2 3 番地 (林業ビジネスセンター)
- 那賀町ホームページ

3 権利の設定

本公告により、那賀町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。